

田原市南海トラフ地震臨時情報に係る 防災対応方針（最終案）

令和4年1月
愛知県田原市

— 目 次 —

第1章 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提	1
1 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提	1
2 取組の経緯と防災対応方針について	1
第2章 南海トラフ地震臨時情報とは	2
1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件	2
2 南海トラフ地震臨時情報とは	2
3 「臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件	4
4 臨時情報発表までの流れ	4
5 防災対応の考え方	5
6 検討対象地域	6
第3章 ガイドライン等に基づく防災対応の考え方	7
1 地震発生後の防災対応の流れ	7
2 最も警戒すべき期間	8
3 津波に対する「事前避難対象地域」	8
4 臨時情報発表時に防災対応の検討を促す対象者	10
第4章 本市における事前避難対象地域の設定	11
1 事前避難対象地域の設定	11
第5章 本市の防災対応方針	18
1 災害対策本部の設置基準（庁内体制）	18
2 臨時情報が発表された際の防災対応	19
3 避難所の開設	23
第6章 市役所・学校・保育園等の対応	24
1 臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間	24
2 臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間	25
第7章 配慮事項	26
1 臨時情報の理解促進	26
2 訓練等の実施	26
参考資料	27
1 市民、事業者の方々の検討の際の参考	27
2 用語集	28

第1章 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提

1 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提

- 平成29年、気象庁は南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）」を公表することとした運用を開始しましたが、南海トラフ地震は臨時情報の発表がないまま、突発的に発生することを十分に考慮し、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を強力に推進する必要があります。
- 一方で、南海トラフ地震の発生形態は多様であり、本市として臨時情報が発表された際は、これを最大限活用し、「より安全な防災対応」を取ることで、南海トラフ地震の被害が最小限に軽減されるよう努めていきます。

2 取組の経緯と防災対応方針について

(1) 国・県の動向

- ガイドライン等の公表

◇平成29年11月

国（気象庁）は、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時情報を含む）」を公表することとした運用を開始しました。

◇平成31年3月

国（内閣府）は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を公表し、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体・指定公共機関・企業等が取るべき防災対応について基本的な考え方を示しました。

◇令和2年3月

愛知県は、防災対応を検討する上で参考となる「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き（以下「手引き」という。）」を公表しました。

- 市町村には、「事前避難対象地域」の指定など、臨時情報が発表された場合の防災対応の作成が求められました。

(2) 本市の防災対応方針について

- 本方針は、「ガイドライン（令和3年5月一部改訂）」及び「手引き」に基づき、南海トラフ地震発生の可能性が高まったと評価され、気象庁が臨時情報を発表した際に、本市が取るべき防災対応を取りまとめたものです。

第2章 南海トラフ地震臨時情報とは

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

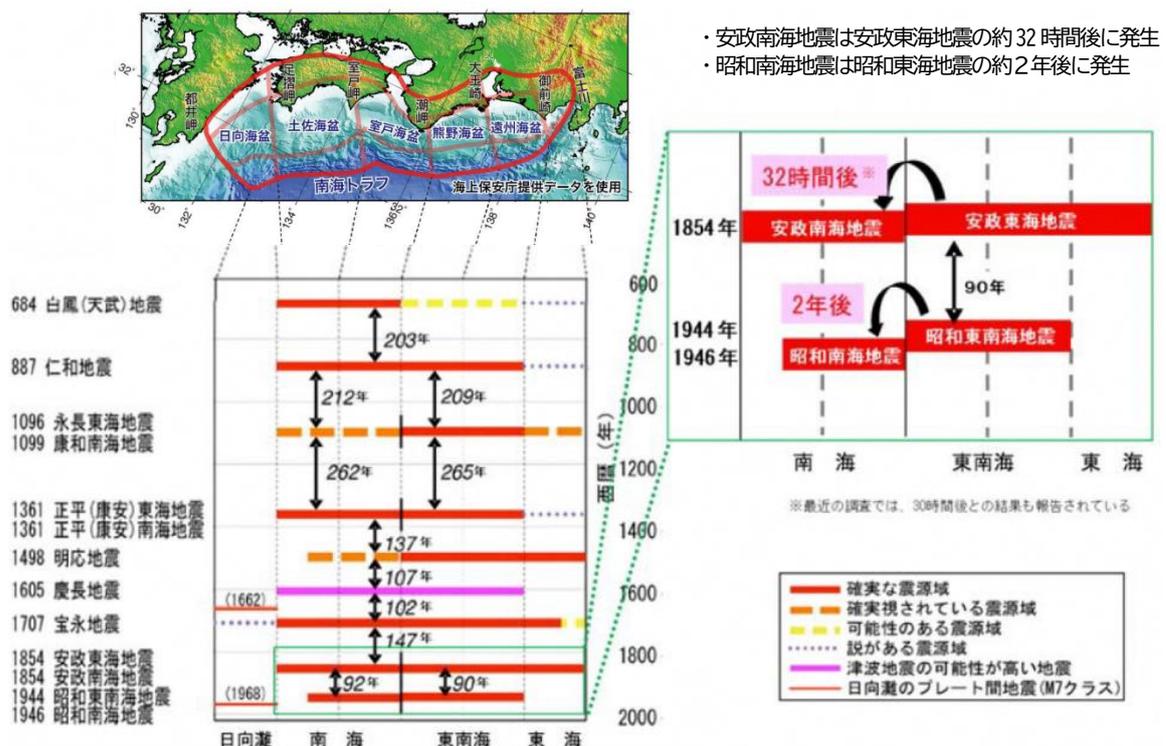
○「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表される情報で、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

2 南海トラフ地震臨時情報とは

○南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな災害をもたらしてきた大規模地震です。マグニチュード（以下「M」という。）8クラスの大きな地震が約90年から150年間隔で繰り返し発生するほか、複数の領域で同時又は時間差で発生するなど、周期性や連続性があることが知られています。

○臨時情報は、南海トラフ地震の周期性や連続性を活用して、想定震源域又はその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりなど、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合に、それらに対する調査開始の旨、そして有識者による「評価検討会」において調査した結果、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報です。



< 臨時情報が発表される3つのケース >

半割れケース (被害甚大ケース)	南海トラフの想定震源域内の領域で、M8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合
一部割れケース (被害限定ケース)	南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震 (M7.0以上) の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合
ゆっくりすべり (被害なしケース)	南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合

■半割れ (M8.0以上) 被害甚大ケース

南海トラフ西側で大規模地震 (M8クラス) が発生

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度
 ※M8.0以上の地震発生後に隣接領域でM8.0クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度
 (7事例/103事例)

■一部割れ (M7.0~8.0) 被害限定ケース

南海トラフで地震 (M7クラス) が発生

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度
 ※異常な現象が観測される前の状況に比べて数倍程度高い
 (6事例/1,437事例)

■ゆっくりすべり/被害なしケース

※南海トラフでは前例のない事例で、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性を定量的に評価する手法や基準はない。

(参照：ガイドライン概要版「防災対応を取るべきケース」を加筆修正)

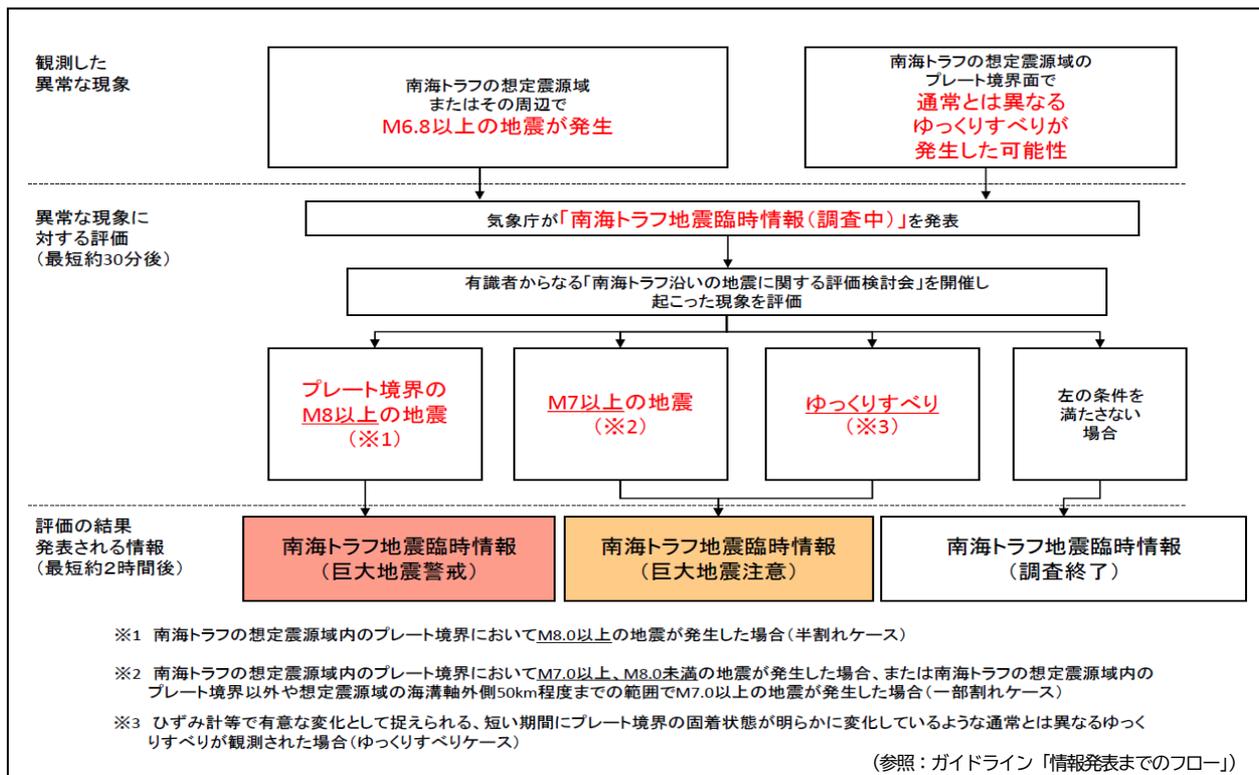
3 「臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件

○「臨時情報」は、情報発表後の防災対応を行いやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表されます。

キーワード	発表条件
(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
(巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 ※南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生したと評価された場合
(巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 ※南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合等
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

4 臨時情報発表までの流れ

○上記の発表条件に該当した場合に臨時情報が発表されることとなります。臨時情報発表までの流れは次のとおりです。



5 防災対応の考え方

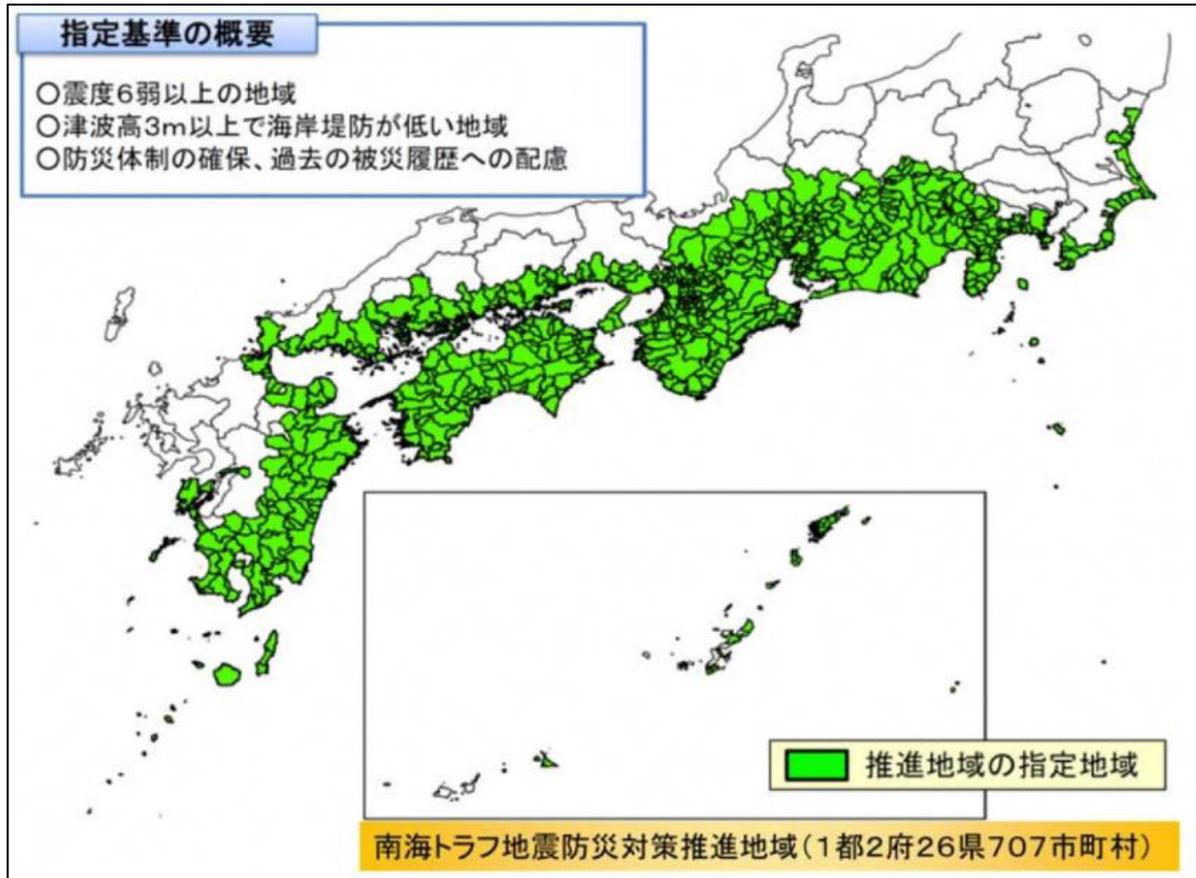
○臨時情報が発表された場合の本市の防災対応の考え方については、下表のとおりガイドラインで示された防災対応を実施することを基本とします。

区分	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<p>巨大地震警戒対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 <p>対応：事前避難対象地域に避難情報を発令</p>	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 		
すべてが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：ガイドライン「住民、企業の防災対応の流れ」を加筆修正)

6 検討対象地域

- ガイドラインにおいて、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第3条において「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とされています。
- 愛知県は、平成26年3月に、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていますので、田原市全域が臨時情報発表時に防災対応を取る検討対象地域となります。



(参照：ガイドライン「推進地域の指定範囲（令和3年5月現在）」)

第3章 ガイドライン等に基づく防災対応の考え方

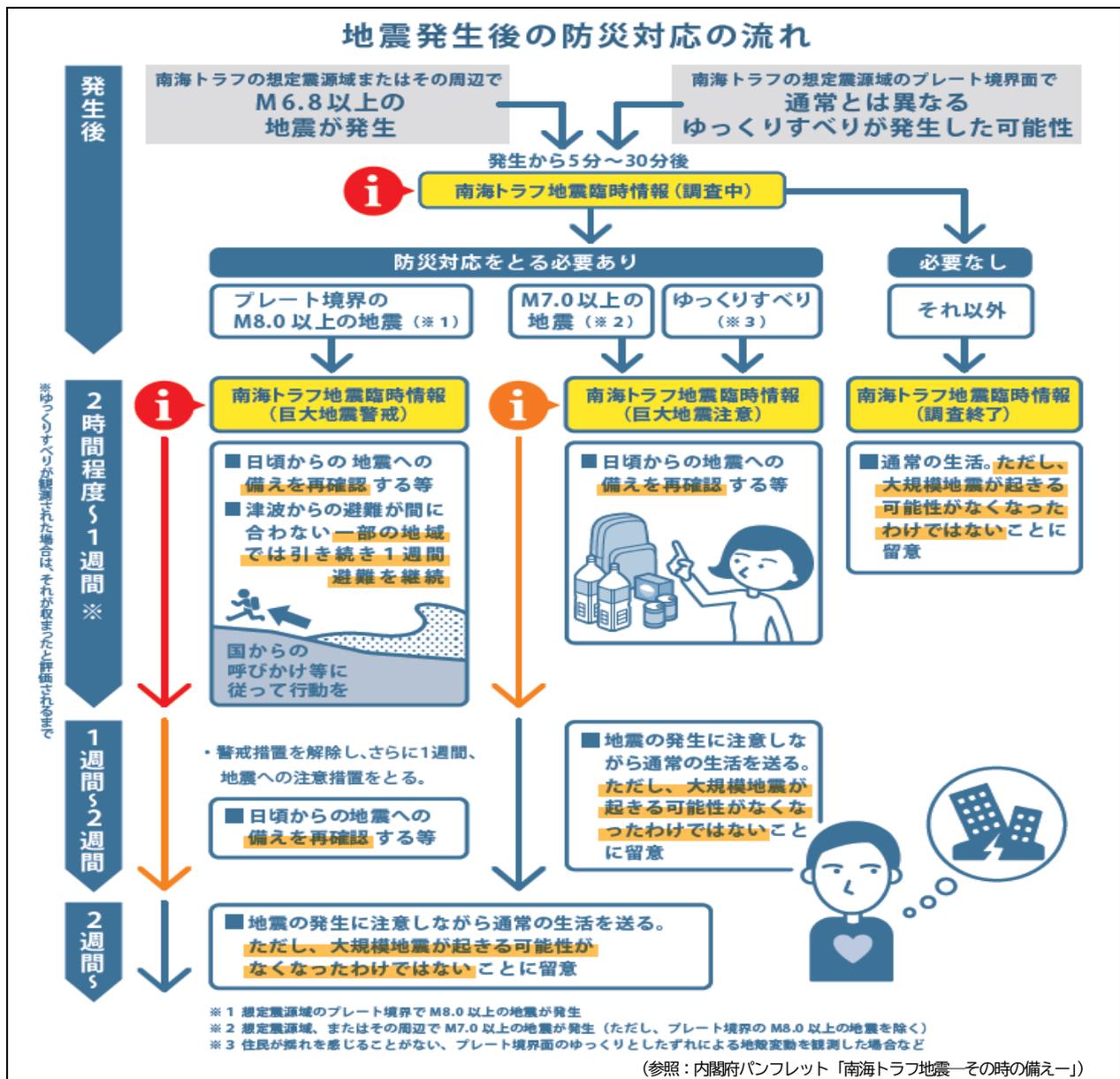
1 地震発生後の防災対応の流れ

○ガイドライン及び手引き（以下「ガイドライン等」という。）において、本方針第2章4のフローに従って発表された臨時情報に応じて、以下の内容を基本とした防災対応を取ることが示されています。

○本市の防災対応についても、ガイドライン等に応じた防災対応を取ることとします。

キーワード	防災対応
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 発表後1週間までは、事前避難対象地域※1の市民は事前避難。それ以外の市民は、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。 発表後2週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 発表後1週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。

※1 事前避難対象地域については、第3章3で記述



2 最も警戒すべき期間

- 第3章1の図で示したように、ガイドラインでは、①「巨大地震警戒」及び「巨大地震注意」に係る防災対応で、最も警戒すべき期間については、社会的な受忍の限度を考慮して、最初の地震（臨時情報発表の起因となった地震）発生後「1週間」を基本とすること、②「巨大地震警戒対応」の場合は、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられ、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切替え後1週間を基本とすることと示されています。
- 本市の防災対応についても、ガイドラインで示された1週間（上記②の場合を含めると2週間）を基本とします。

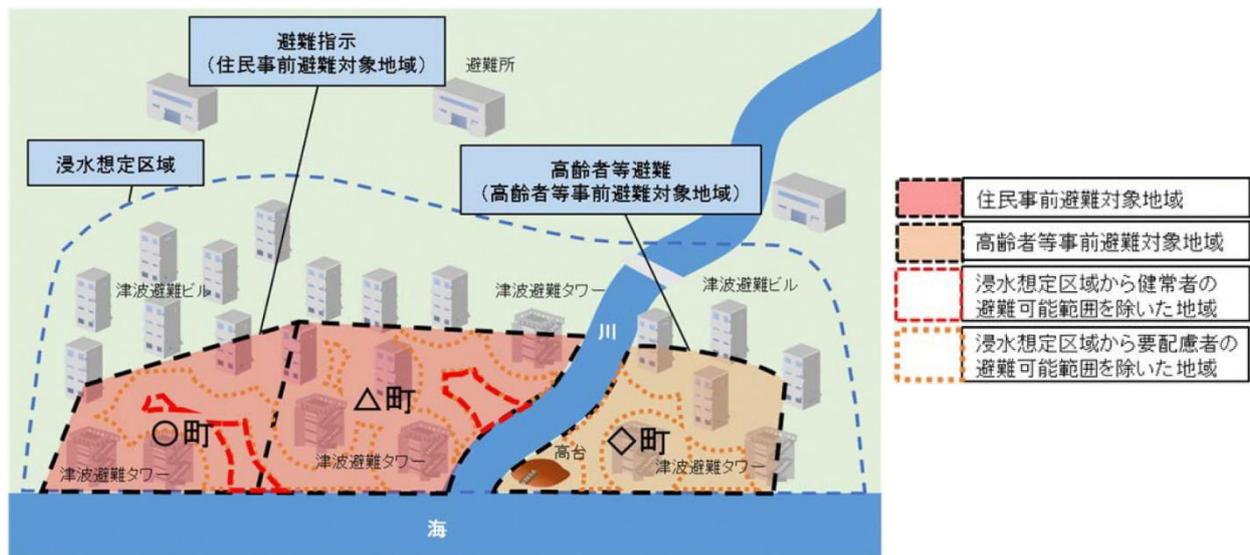
3 津波に対する「事前避難対象地域」

- 事前避難対象地域は、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、M8.0以上の地震が発生した直後に発表された大津波警報又は津波警報が津波注意報に切り替わった後も、継続避難が必要となる地域のことです。
- 継続避難の必要性の判断は、ガイドラインで後発地震が発生した後の避難で間に合うかどうかを検討することが示されており、具体的には「30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を検討対象地域とし、事前避難対象地域とした地域には、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難情報を発令することとされています。
- 事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、さらに2種類の地域に分かれます。
- 本市においても、臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、市長が避難情報を発令します。

種類	対象者	避難情報の発令	指定の検討
住民事前避難対象地域	全住民	避難指示	30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本に各市町村が設定
高齢者等事前避難対象地域	避難に時間のかかる高齢者等	高齢者等避難	

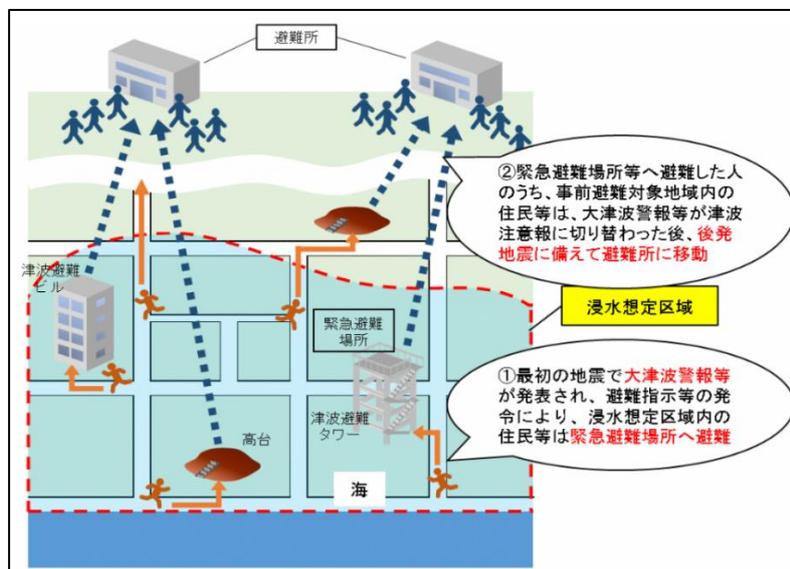
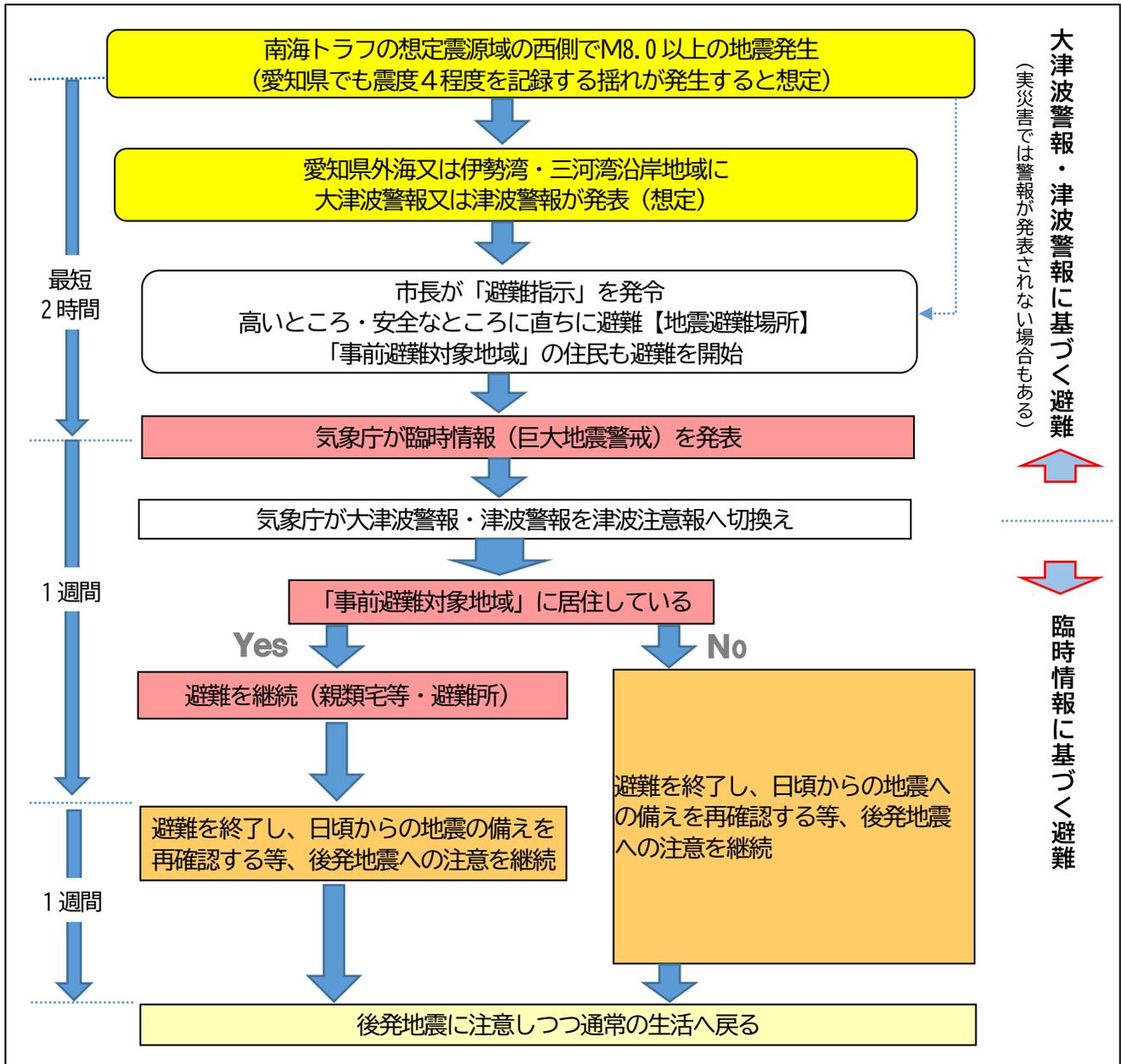
<参考（ガイドライン P.51 の該当部抜粋）>

- 津波に対する避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする。
- その際、自治会組織や町丁目等の境界等を考慮しつつ、安全を見て上記区域よりも広めに設定することが望ましい。



(参照：ガイドライン「図34 事前避難対象地域の概念図」)

南海トラフの西側でM8.0以上の地震が発生（半割れケース）した場合の避難イメージ



(参照：ガイドライン「情報発表時の避難イメージ」)

4 臨時情報発表時に防災対応を促す対象者

(1) すべての市民

○ガイドライン等では、後発地震に備えるため、臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際には、事前避難対象地域に関わらず、すべての市民が「日頃からの地震への備えの再確認」をするとともに、「日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとる」ことが重要だとされています。

○本市においても、すべての市民に対し、上記の防災対応を取ることを促します。

<日頃からの地震への備えの再確認の例>

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

<できるだけ安全な防災行動の例>

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない
- ・できるだけ安全な部屋で就寝する など

（参照：ガイドライン「日頃からの地震への備えの再確認等の例」を加筆修正）

(2) 土砂災害の不安がある市民等

○ガイドライン等では、土砂災害に対する防災対応の考え方を次のとおりとしています。

- ・地震に伴う土砂災害は、発生危険度の高い箇所の特が困難である。
- ・地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

○本市においても、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。

(3) 耐震性の不足する住宅の居住者

○ガイドライン等では、住宅の倒壊に対する防災対応の考え方を次のとおりとしています。

- ・住宅については、倒壊を防止するため耐震化を推進することが重要である。
- ・耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民は、親類宅や知人宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。

○本市においても、普段からの耐震化の推進に加え、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。

第4章 本市における事前避難対象地域の設定

1 事前避難対象地域の設定

○ガイドライン及び手引きでは、第3章のとおり「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を基本としつつ、地域の実情に応じて事前避難対象地域を検討することとしています。本市における「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」は、太平洋側の海岸付近や三河湾沿岸の田・池沼等の堤防沈下等の影響のある低地部などに限定されています。

○また、本市において「30cm以上の浸水が地震発生から到達する時間」は、次ページの図で示すとおり、多くの地域が「30分以降」と想定されており、このうち太平洋側の集落内への浸水到達時間は、約35分程度と想定されています。

○本市では、これまで南海トラフ地震に備え、津波避難対策として津波避難施設の整備や国・県への防潮堤等の整備要望の実施と併せて、自主防災会との訓練や研修など発災後の避難体制づくりを行い、避難の実効性を高めています。浸水到達時間が早い地域の住民や避難に一定の時間が必要な高齢者等^{※1}は、事前に避難することで安全性を大きく高めることができます。

※1 高齢者等：避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者

○以上のことから、本市では、後発地震が発生してからの避難で間に合うか否かではなく、事前に避難することが望ましい範囲はどこかという観点で検討し、国の基準よりも広めの「30cm以上の浸水が60分以内に生じる地域」を含む地区（自治会区域を基本）のうち、浸水到達時間が早い太平洋側の地区を「住民事前避難対象地域」とし、三河湾側の地区を「高齢者等事前避難対象地域」に設定します。

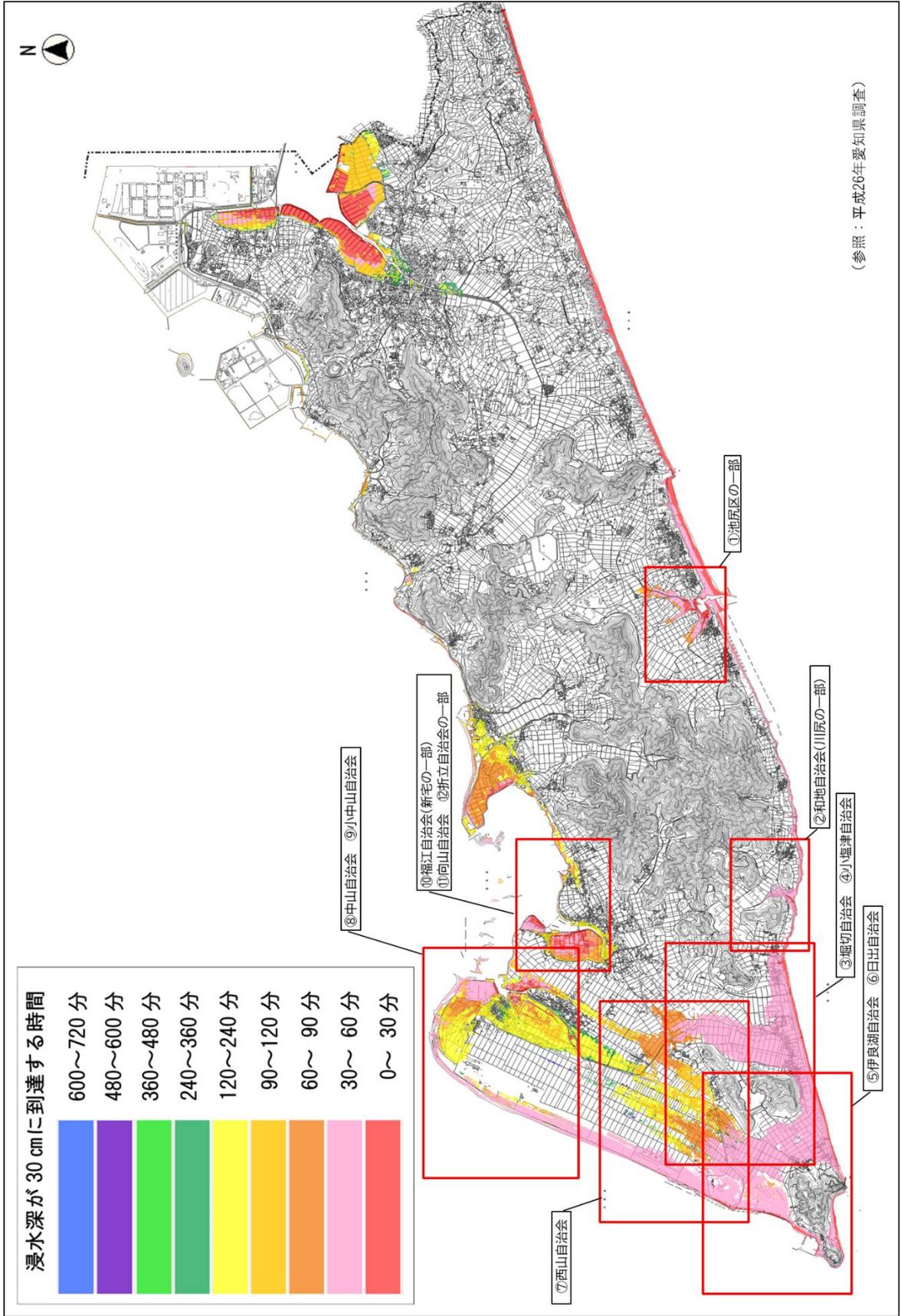
※堤防沈下等による浸水が想定される地区で、対象世帯数が少ない場合は、個別に避難を促すため、対象地域としない。

※浸水（30cm以上の浸水が60分以内）の想定があっても居住者がいない地区は対象地域としない。

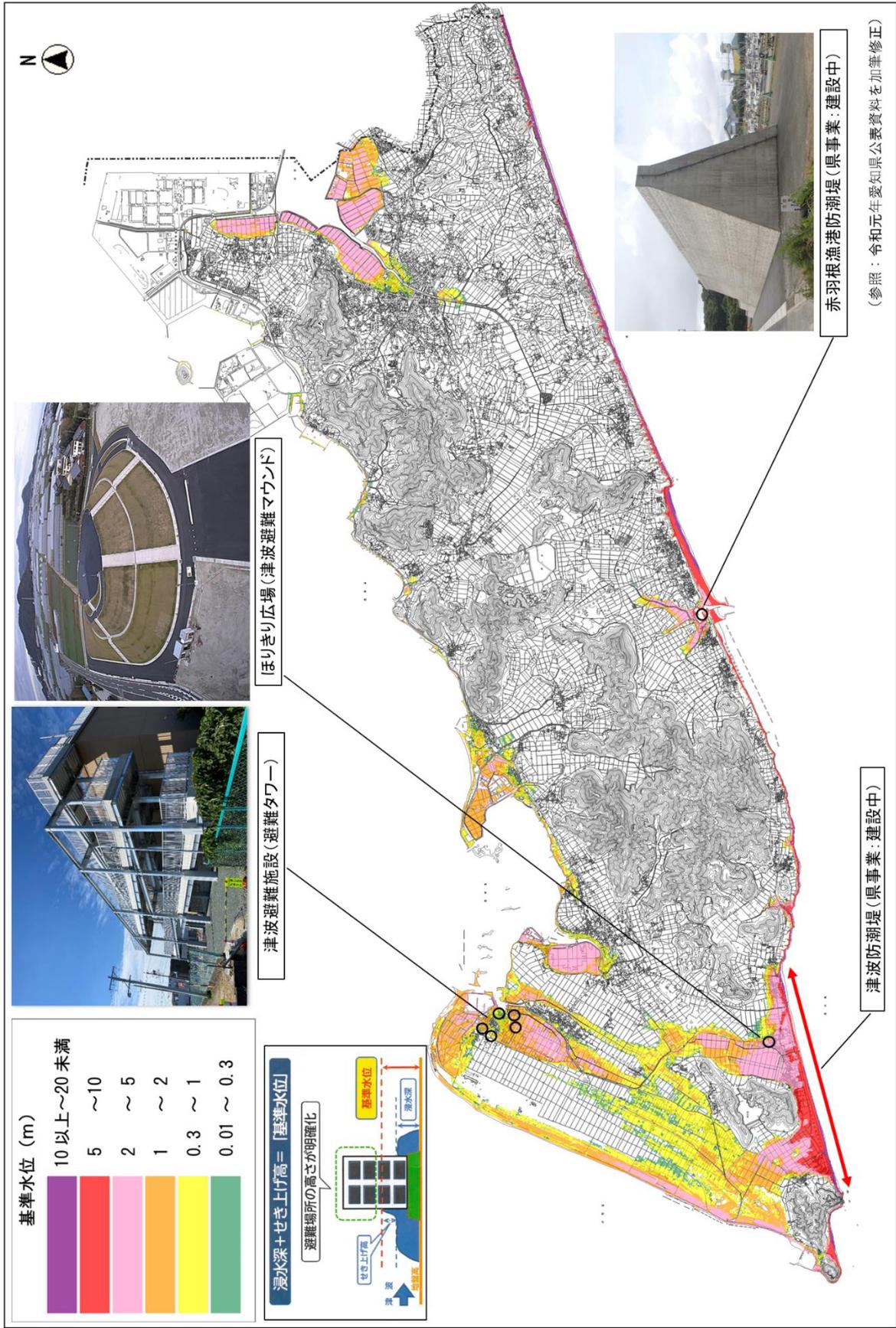
「事前避難対象地域」とする地区

住民事前避難対象地域	高齢者等事前避難対象地域
①池尻区の一部	⑦西山自治会
②和地自治会（川尻の一部）	⑧中山自治会
③堀切自治会	⑨小中山自治会
④小塩津自治会	⑩福江自治会（新宅の一部）
⑤伊良湖自治会	⑪向山自治会
⑥日出自治会	⑫折立自治会の一部

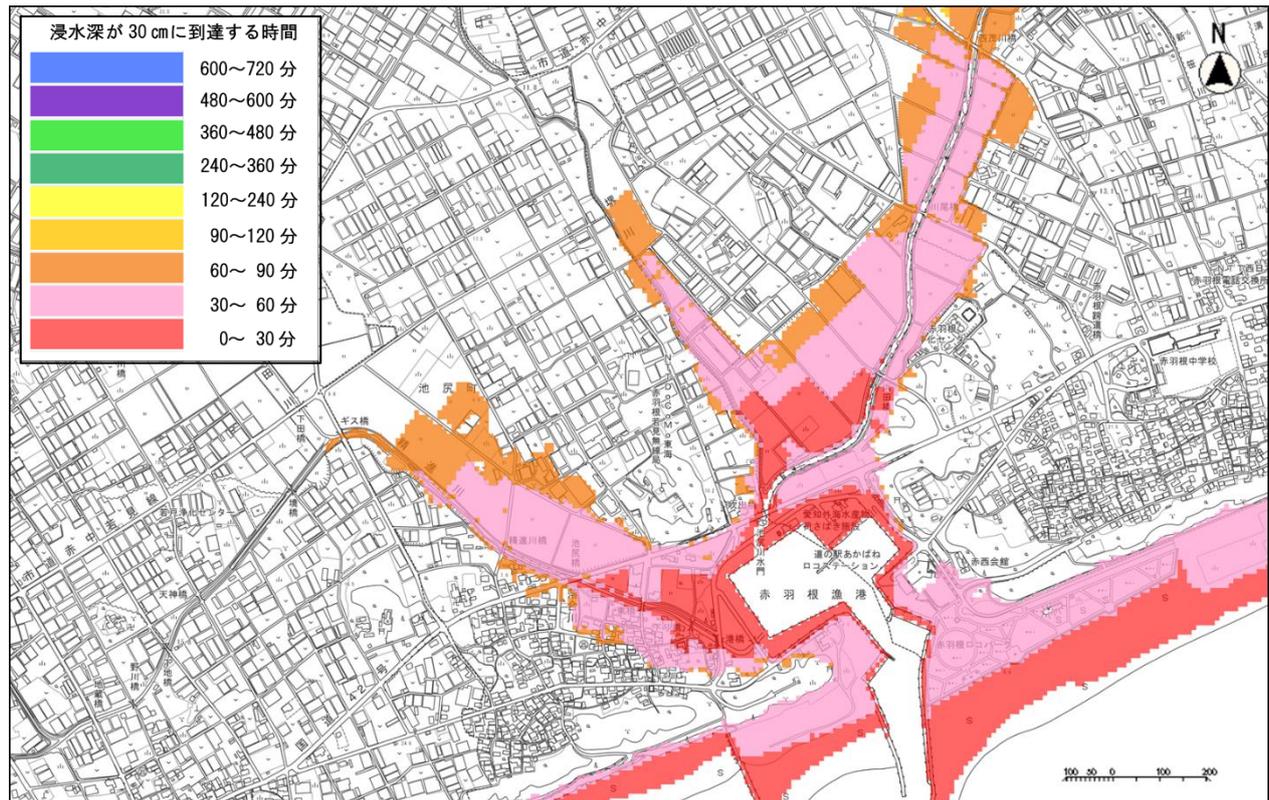
30cm以上の浸水が到達する時間（理論上最大想定モデル）



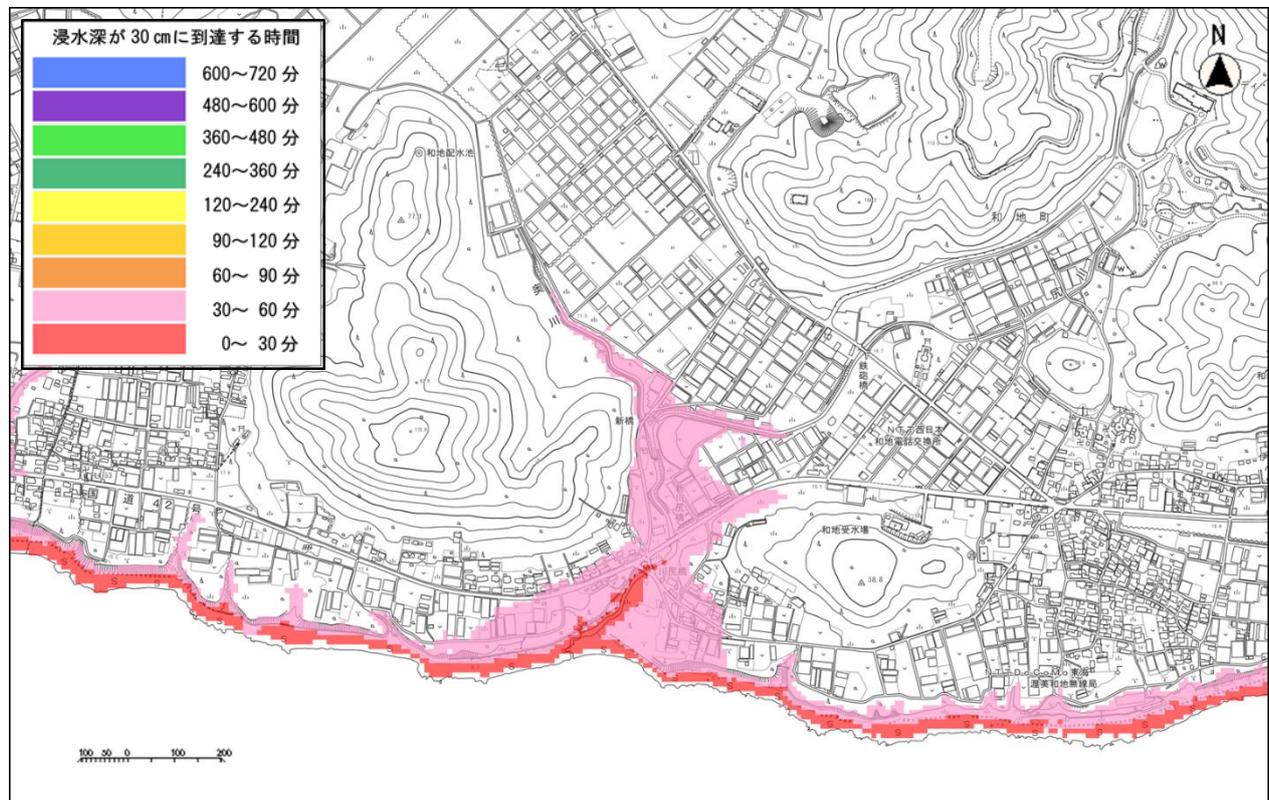
＜参考＞津波の基準水位（理論上最大想定モデル）



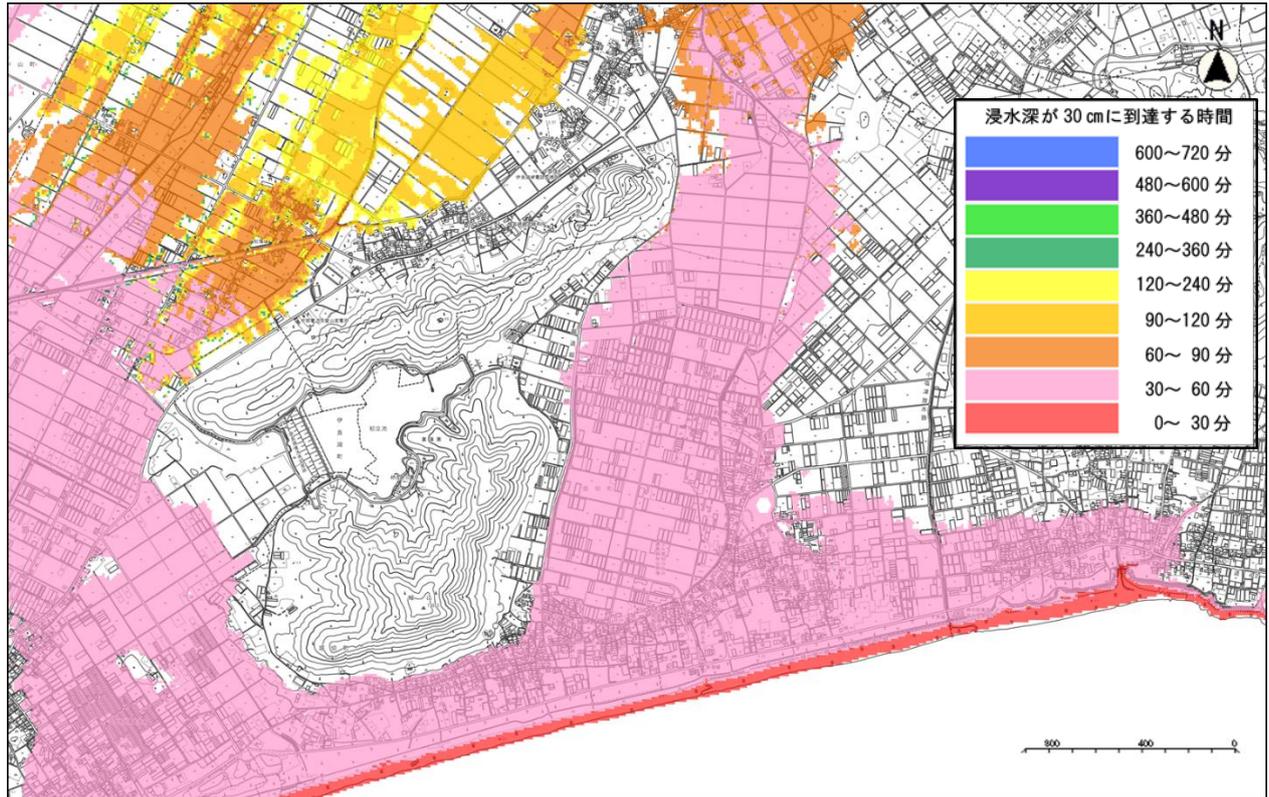
①池尻区の一部 <住民事前避難対象地域>



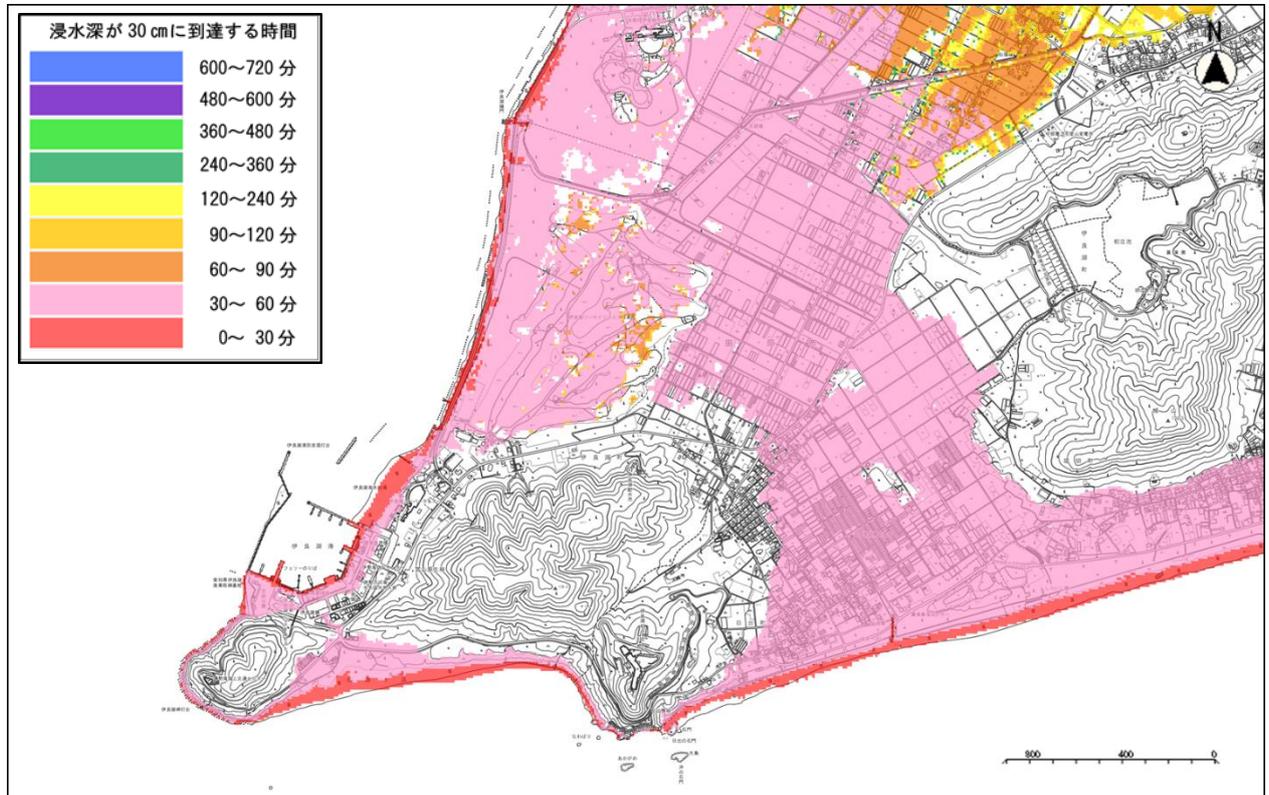
②和地自治会 (川尻の一部) <住民事前避難対象地域>



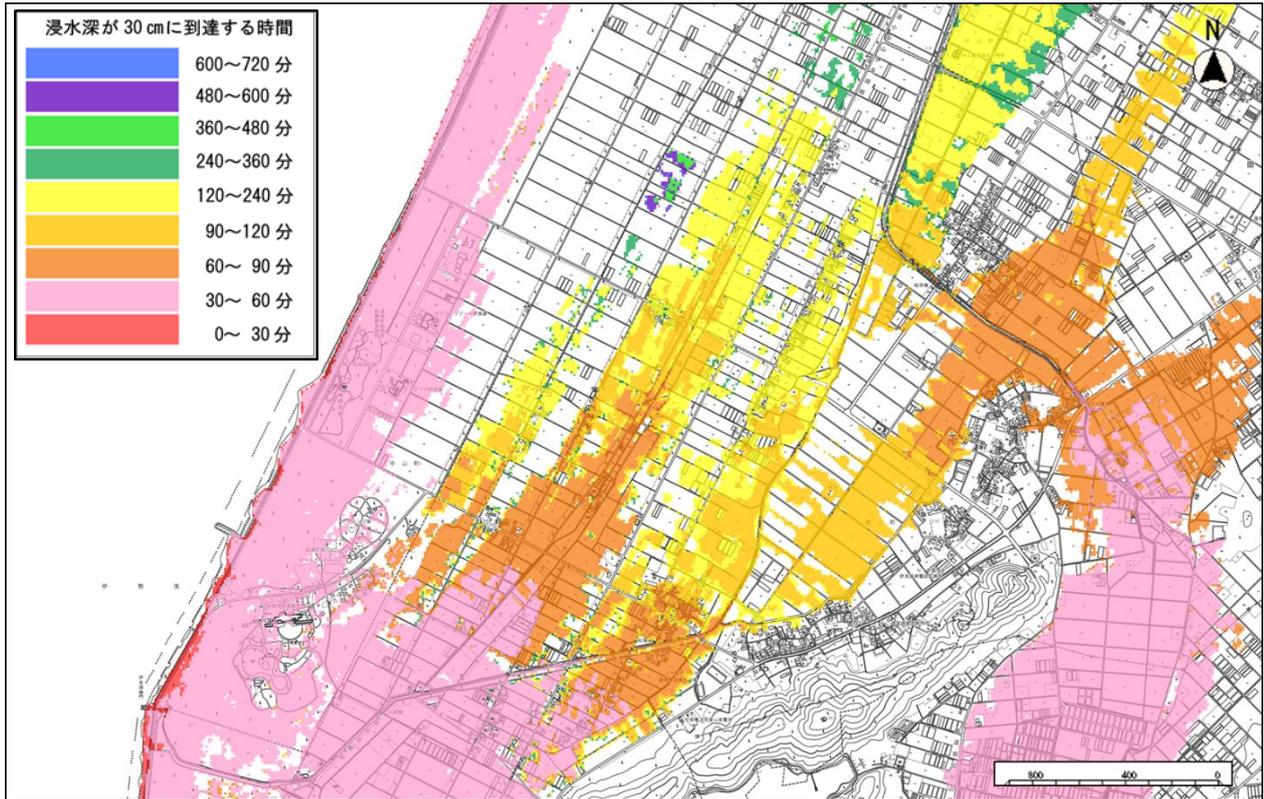
③堀切自治会 ④小塩津自治会 <住民事前避難対象地域>



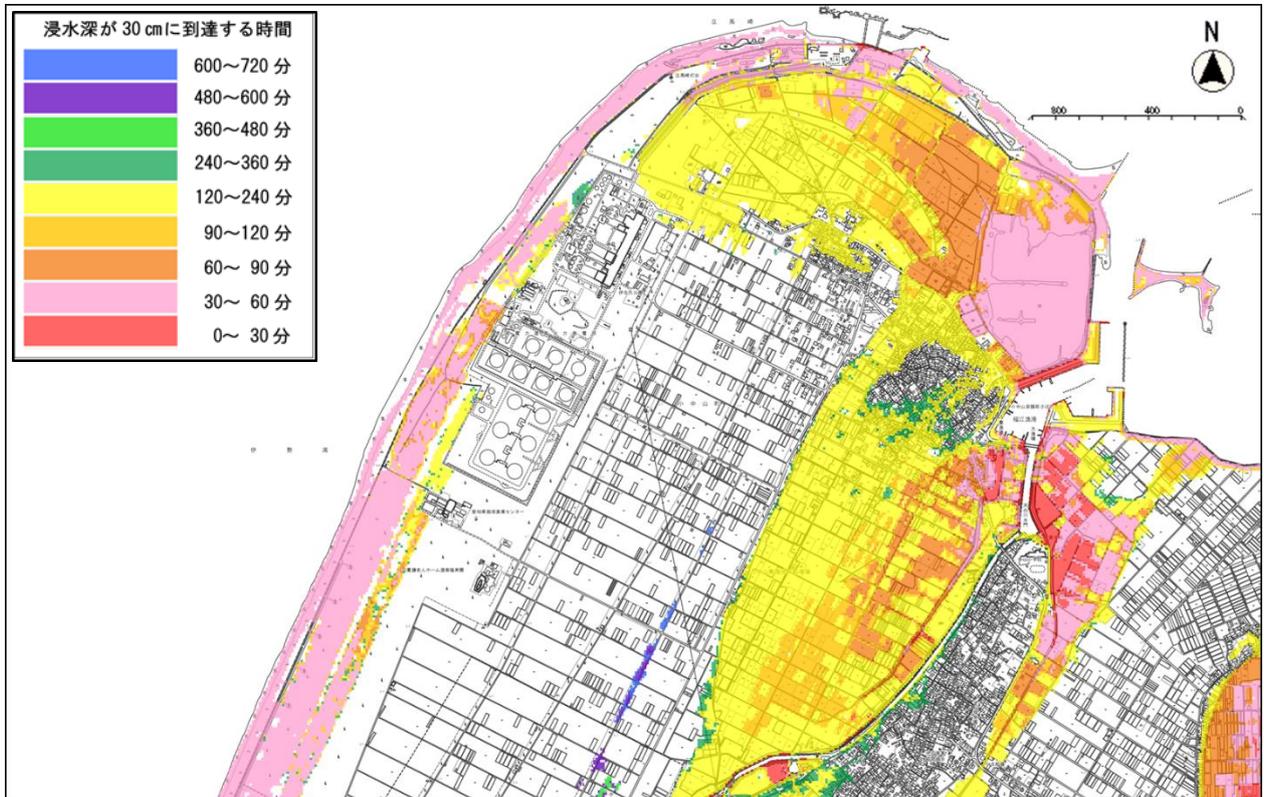
⑤伊良湖自治会 ⑥日出自治会 <住民事前避難対象地域>



⑦西山自治会 <高齢者等事前避難対象地域>

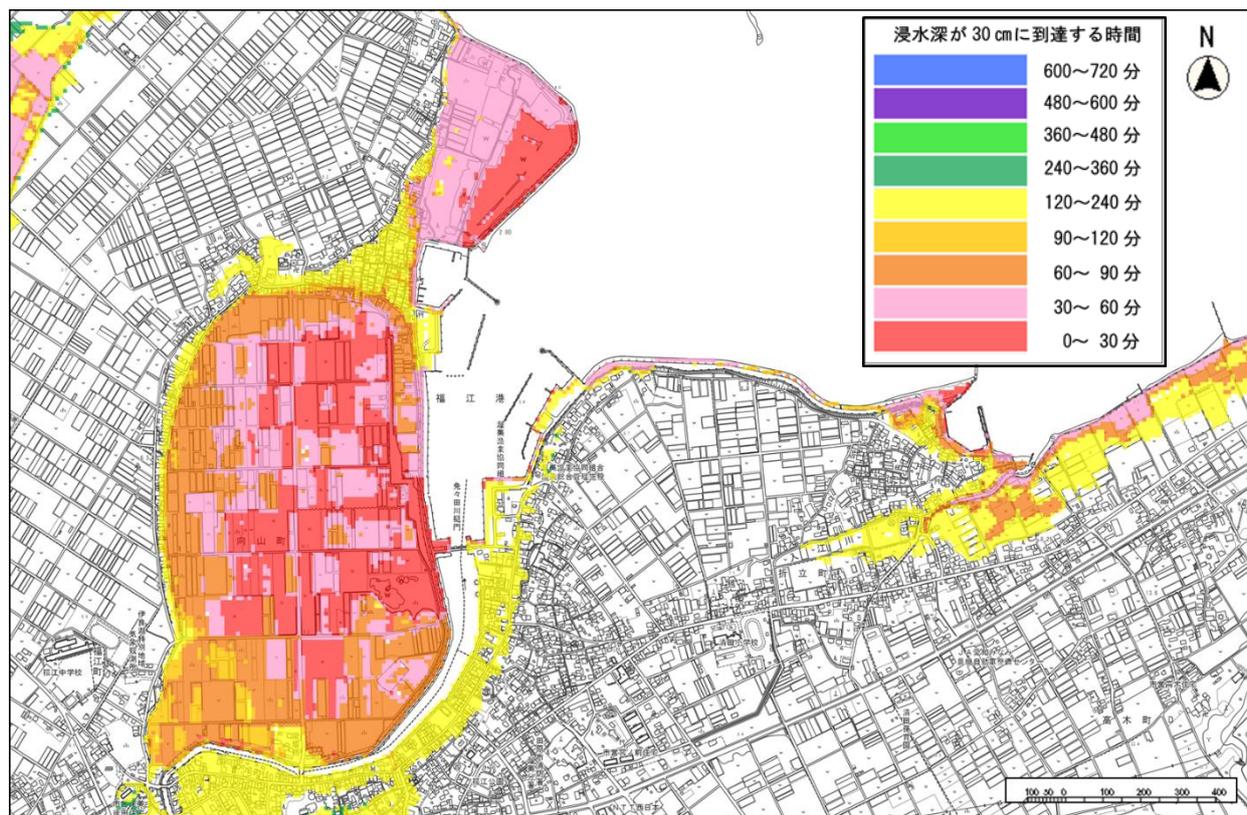


⑧中山自治会 ⑨小中山自治会 <高齢者等事前避難対象地域>



⑩福江自治会（新宅の一部） ⑪向山自治会 ⑫折立自治会の一部

< 高齢者等事前避難対象地域 >



第5章 本市の防災対応方針

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報であり、後発地震発生の可能性が高まっていることを知らせるものですが、後発地震の発生を予知した情報ではないことに留意する必要があります。

不確実性を伴う情報であるため、臨時情報を活かして市民の生命及び財産等の安全を最大限図る一方で、通常の経済・社会活動についても十分勘案し、いたずらに市民の不安を煽ったり、企業活動を阻害したりするようなことはあってはなりません。

また、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、情報を正しく発信し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう市民等に周知する必要があります。

以上を踏まえ、臨時情報が発表された際の本市の防災対応を示します。

1 災害対策本部の設置基準（庁内体制）

○臨時情報発表時における本市の配備基準については、田原市地域防災計画「第3編 災害応急対策」で定める、「別表1 災害対策本部等設置基準及び非常配備基準」に、以下のとおり、臨時情報発表時の配置基準を設定します。

災害対策本部等設置基準及び非常配備基準

配備体制	配置基準
準備体制	○県内で「震度4以上」を観測した地震が発生したとき
	○「臨時情報（調査中）」が発表されたとき
第1非常配備体制（連絡体制）	○愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき
第1非常配備体制（警戒体制）	○本市で「震度4」を観測した地震が発生したとき
	○「臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき
第2非常配備体制	○本市で「震度4」を観測した地震が発生し、かつ、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき
	○愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき
第3非常配備体制	○愛知県外海又は伊勢・三河湾に大津波警報（特別警報）が発表されたとき
	○本市で「震度5弱以上」を観測した地震が発生したとき
	○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき

（参照：田原市地域防災計画第3編「別表1 災害対策本部等設置基準及び非常配備基準」から地震に関する記述を抜粋）

2 臨時情報が発表された際の防災対応

- 臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合の本市の具体的な防災対応を記載します。
- ただし、南海トラフの西側で最初の地震が発生し、本市に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に、臨時情報が発表された場合は、本市は、地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編〕等に基づき、地震・津波への防災対応を既に取りつていますので、次に示す内容は、臨時情報が発表された場合に、特別に対応を要する事項のみ記載していることに留意ください。

(1) 臨時情報（調査中）が発表された場合

①庁内体制及び災害情報の収集等

- 関係職員の緊急参集と愛知県（愛知県警察を含む。）及び関係機関（田原市地域防災計画に記載する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び重要な施設の管理者など）から情報収集を行います。

②市民等への呼びかけ

- 市は、市民及び事業者等に対して、日頃からの地震の備えに対する再確認や、今後発表される情報に留意するよう、多重の通信手段により周知を図ります。

<広報文例>

こちらは広報たはらです。〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。

食料・水の備蓄、家具の固定など、地震への備えを再度確認するとともに、今後の情報に十分注意してください。

<参考>後発地震に備えた防災対応の例

市民	避難場所・避難経路の再確認、家族との安否確認手段の再確認、非常持出品（避難所での感染症対策（マスク、アルコール消毒液などを含む。）の準備、懐中電灯（電池を含む。）など）の再確認、家具等の転倒防止、飲料水・食料の備蓄の再確認、携帯電話・モバイルバッテリーの充電等
事業者	避難場所・避難経路の再確認、重要設備の点検、資機材等の転倒防止の再確認、重要情報のバックアップ、防災設備等の点検、輸送代替ルートの検討、非常用電源の確保、備蓄品の再確認、その他後発地震に備える体制の検討・準備等

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

○臨時情報（巨大地震警戒）は、南海トラフの西側で地震が発生し、田原市に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に、臨時情報が発表されるケースです。

①庁内体制

○市では、田原市地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編〕等に基づき、地震・津波への防災対応を既に取っていますので、引き続き災害対策本部の機能を維持します。

○後発地震が発生しないまま、原則として1週間が経過した場合は、非常配備体制を第1非常配備（警戒体制）に切り替え、さらに1週間本部機能を維持します。

○後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止します。

②市民等への呼びかけ【避難指示及び高齢者等避難】

○第4章1（11頁）で示した住民事前避難対象地域には、避難情報「避難指示」を、高齢者等事前避難対象地域には、避難情報「高齢者等避難」をそれぞれ発令し、最初の地震の避難からの継続避難を、多重の通信手段により周知徹底します。

○すべての市民等に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するとともに、できるだけ安全な防災行動をとることを促します。また、第3章4(2)及び(3)（10頁）に示す対象者に対して、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。

○後発地震が発生しないまま、原則として1週間が経過した場合は、避難情報を解除し、さらに1週間は、すべての市民に対して、継続した防災対応をとることを促します。

○後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、すべての市民等に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけます。

<後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合の対応イメージ>

区分	市全域	
	事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	★「避難指示」及び「高齢者等避難」を発令	
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	
地震発生後2週間以降	通常の生活 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	

(参照：ガイドライン概要版「巨大地震警戒対応開始から通常の生活までの住民の地域別対応」を加筆修正)

<広報文例（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））>

こちらは広報たはらです。〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。

これに伴い、【住民事前避難対象地域】に「警戒レベル4、避難指示」を、【高齢者等事前避難対象地域】に「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令しました。

この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が相対的に高まっていると考えられます。地震が確実に発生するというものではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後2週間は、次の地震発生に備えてください。

事前避難対象地域以外の方においても、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、避難先や家族との安否確認手段について確認をしてください。

また、テレビ・ラジオなどにより、正確な情報を入手し、個々の状況に応じて身の安全を守るなど、防災対応に心掛けてください。

<広報文例（後発地震が発生しないまま1週間が経過）>

こちらは広報たはらです。気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されてから1週間が経過しました。【事前避難対象地域】に発令していた「避難情報」を解除します。

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありませんので、水や食料の備蓄、家具の固定を再確認するなど、引き続き、今後1週間は巨大地震に備えてください。

③その他

- 宿泊者・旅行者などの一時滞留者に対して、避難所等への誘導、帰宅支援など必要な対策を講じます。
- サーファー、海水浴客、釣り人などの一時利用者に対して、後発地震の発生後では避難が間に合わない可能性があることから、沿岸地域への立ち入りを控えるように注意喚起を行います。また、市及び関係者は、これらの者が周辺の地理状況を十分把握できていないことや喫緊の避難が必要であることなどを踏まえ、的確な情報伝達の実施に努めます。

(3) 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- 臨時情報（巨大地震注意）は、「一部割れ」及び「ゆっくりすべり」を観測した場合に発表される情報です。

①庁内体制

- 災害対策本部を設置します。既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持します。
- 関係機関との連絡調整を図り、後発地震への備えを徹底します。
- 最大1週間は、後発地震への注意が必要となります。庁舎の地震対策、緊急連絡網や各課の業務継続計画（以下「BCP」という。）の確認を行います。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止します。ただし、ゆっくりすべりが観測された場合は、それが収まったと評価されるまで本部機能を維持します。

②市民等への呼びかけ

- すべての市民等に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するとともに、できるだけ安全な防災行動をとることを促します。また、第3章4(2)及び(3)（10頁）に示す対象者に対して、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、すべての市民等に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけます。ただし、ゆっくりすべりが観測された場合は、それが収まったと評価されるまで安全な防災行動をとることを促します。

<広報文例>

こちらは広報たはらです。〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

今後、大きな地震が発生する可能性がありますので、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、避難先や家族との安否確認手段について確認するなど、少なくとも1週間は巨大地震に注意してください。

また、個々の状況に応じて身の安全を守るなど、防災対応に心掛けてください。

3 避難所の開設

(1) 開設する避難所の考え方

- 巨大地震警戒対応時の避難は、津波災害警戒区域外の親類宅や知人宅等への避難が基本となりますが、それが難しい方のために、地震避難所を開設します。また、健康上の問題がある方には、福祉避難所など、適切な避難先の提供を検討します。
- 避難所は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に開設することとし、以下の事前避難対象地域に開設することを基本とします。
- 第3章4（10頁）に示す対象者の自主的な避難（以下「自主避難」という。）において、対象地域外に避難所が必要となった場合は、風水害避難所等の開設を検討します。

<事前避難対象地域に開設する避難所>

住民事前避難対象地域	地震避難所
①池尻区の一部	若戸市民館
②和地自治会（川尻の一部）	和地市民館
③堀切自治会	渥美運動公園体育館
④小塩津自治会	伊良湖岬小学校
⑤伊良湖自治会	伊良湖市民館
⑥日出自治会	伊良湖市民館
高齢者等事前避難対象地域	地震避難所
⑦西山自治会	亀山小学校
⑧中山自治会	福江中学校
⑨小中山自治会	中山小学校
⑩福江自治会（新宅の一部）	福江中学校
⑪向山自治会	福江中学校
⑫折立自治会の一部	清田小学校

(2) 避難所の運営等

- 避難所の開設期間は、臨時情報「巨大地震警戒」の発表から1週間を基本とします。
- 避難所の運営は避難者自身が行い、避難状況など必要に応じて、可能な範囲で、自主防災会が中心となって避難所運営の支援を行うことを期待しています。
- 避難生活に必要な食料、日用品等は避難者が用意することを基本とします。
- 避難所には、避難所の運営支援として、市の職員を派遣します。

(3) その他避難所開設にあたっての対応

- 事前避難対象地域において、多くの市民が避難している地区等の防犯・防火対策については、市が警察及び消防団と連携して実施することとします。

第6章 市役所・学校・保育園等の対応

臨時情報が発表された場合は、発表された臨時情報のキーワードに応じた、市役所・学校・保育園等の対応を取ることが必要です。また、臨時情報発表直後における対応は、各施設が作成した災害対応マニュアル等を参考に、個々の状況に応じて対応することとします。

なお、県立高校、私立学校、私立子ども園等の対応については各施設の判断が基本となります。

1 臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間

○後発地震発生に備えて、市有施設の室内安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認をするとともに、一部の地域に対して「避難情報」を発令することからも、業務停止や休校・休館など、具体的な避難行動に繋げるための踏み込んだ対応を取ることとします。

(1) 市役所・公共施設

- 市役所の業務を停止することは、通常为社会生活・経済活動を阻害するおそれがあるなど影響が大きいため、業務を継続することを基本としますが、災害対応業務が優先となります。
- 事前避難対象地域内にある渥美運動公園（避難所）は1週間の業務（貸館等）を停止します。
- 公共施設（事前避難対象地域外）の一部については、自主避難者受入れのために避難所として開設するなど、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止することがあります。

(2) 事前避難対象地域内にある学校・市民館

- 地震避難所となる学校・市民館、校区内に事前避難対象地域がある学校及び事前避難対象地域内にある市民館は、1週間の休校・休館を基本とします。（事前避難対象地域外は通常どおり開校）
- 休校となった学校の教職員は、休校中、避難所運営への協力を行うとともに、避難児童・生徒の学習支援等を行うことを基本とします。

<休校・休館、業務停止とする施設>

小学校	中学校	市民館	公共施設
若戸小学校(対象地域) ^{※1}	赤羽根中学校(対象地域)	若戸市民館(避難所)	渥美運動公園(避難所)
亀山小学校(避難所) ^{※2}	福江中学校(避難所)	和地市民館(避難所)	
中山小学校(避難所)		伊良湖市民館(避難所)	
福江小学校(対象地域)		堀切市民館(対象地域)	
清田小学校(避難所)		中山市民館(対象地域)	
伊良湖岬小学校(避難所)			

※1（対象地域）：校区内に事前避難対象地域がある学校及び対象地域内にある市民館

※2（避難所）：避難所となる学校、市民館及び公共施設

(3) 保育園・学童保育（児童クラブ・放課後子ども教室）

○保育園・学童保育等は、通常の世界生活・経済活動を維持するため、預かり機能・体制の確保として、通常どおり開園・開設することを基本としますが、保育園等の区域の大部分が事前避難対象区域となっている施設及び津波災害警戒区域内にある施設は、休園・閉設することを基本とします。

<休園・閉設とする施設>

保育園	学童保育
伊良湖岬保育園（通園範囲の大部分が住民事前避難対象地域）	中山市民館
中山保育園（高齢者等事前避難対象地域）	伊良湖岬小学校
小中山保育園（高齢者等事前避難対象地域）	
第一保育園（津波災害警戒区域）	
泉保育園（津波災害警戒区域）	

※上記以外の休校・休館する学校・市民館の学童保育は、開設することを基本とします。

(4) 市が主催するイベント等

○1週間の中止を基本とします。

2 臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間

- 室内安全対策や避難路・避難場所の再確認をするとともに、緊急連絡網やBCPの確認を行うなど、後発地震に備えておくことが重要となりますが、市役所・学校・保育園等は、それぞれ注意対応にとどめ、通常どおりの業務や授業等を継続することを基本とします。
- 公共施設の一部については、自主避難者受入れのために避難所として開設するなど、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止することがあります。

第7章 配慮事項

1 臨時情報の理解促進

- 市は、従前から実施している突発地震への備えを最重要事項としつつ、気象庁から発表される「臨時情報」を最大限有効に活用して被害の軽減に努めます。
- 市は、「臨時情報」の誤った理解による社会的混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、臨時情報の内容及び本方針に記載する防災対応を市民その他の関係者へ周知し、正しい情報の理解に努めます。特に、高齢者等事前避難対象地域に居住する市民に対しては、周知徹底を図ります。
- 市は、「臨時情報」の周知を進める際は、臨時情報は必ずしも発表されるものではなく、突発的に南海トラフ地震が発生するものであることを前提に最大限留意します。
- 「臨時情報」を有効に活用するため、市の各部局、関係機関及び事業者が、「臨時情報」が発表された際の具体的な体制、防災対応手順、関係者の連絡先等を平常時に検討しておくよう、周知徹底を図ります。

2 訓練等の実施

- 市は、現在実施している地震防災訓練等に加えて、臨時情報が発表された際に取りべきべき防災対応についても訓練を実施します。
- 市は、臨時情報を最大限活用するため、事業継続計画（BCP）・業務継続力強化計画・各災害対応マニュアル等の見直しを定期的に行います。
- 市は、関係部局や関係機関と継続して協議を進め、臨時情報を最大限活用し、被害の軽減策の充実に努めます。
- 市は、関係者からの意見を踏まえつつ、定期的に「田原市地域防災計画」、本方針及びその他の関係計画・マニュアル等の見直しを行います。

参考資料

1 市民、事業者の方々の検討の際の参考

- 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和元年5月（一部改訂）／内閣府）」に、それぞれが検討する防災対応が「住民編」「企業編」として取りまとめられています。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf

- 南海トラフ地震臨時情報に係る事例集、動画、リーフレットが、内閣府のホームページに掲載されています。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/leaflet.html>

- 災害発生時の防災情報や南海トラフ地震臨時情報など、正確な情報を得ることが大切になります。以下のQRコードから読み取るなど、参考にしてください。

 <p>内閣府 Cabinet Office</p> <p>政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企業担当）</p> <hr/> <p>〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館 3F TEL：03-5253-2111（大代表） FAX：03-3501-6820 http://www.bousai.go.jp/</p> 	 <p>気象庁 Japan Meteorological Agency</p> <p>地震火山部地震火山技術・調査課</p> <hr/> <p>〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9 TEL：03-6758-3900（代表） FAX：03-3584-8643（国の不自由な方除く） https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html</p> 	 <p>総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency</p> <p>国民保護・防災部防災課</p> <hr/> <p>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 TEL：03-5253-5111（代表） FAX：03-5253-7535 https://www.fdma.go.jp/</p> 
---	---	--

2 用語集

あ行

○大津波警報

- ・気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表する。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

○一部割れ

- ・南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7 クラス）が発生したケース。

か行

○後発地震

- ・最初の地震発生の後、又はゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震。

○高齢者等事前避難対象地域

- ・事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する方とその支援者が1週間を基本とした避難行動を取るべき地域。

○高齢者等避難

- ・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すために市町村が発令する避難情報。

さ行

○最初の地震

- ・①「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上」、②「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、8.0 未満」、③「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震。

○事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）

- ・企業等が、自然災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段等を取り決めておく計画。

○事前避難対象地域

- ・地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された後、国からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定める地域。
- ・住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。

○住民事前避難対象地域

- ・事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、すべての住民が1週間を基本とした避難行動を取るべき地域。

○想定震源域

- ・地震時に動くと想定される断層の領域。本方針においては、強震断層域に津波断層域を加えた範囲を想定震源域として扱う。

た行

○津波警報

- ・気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

○津波災害警戒区域

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和元年7月30日に愛知県知事により指定された区域。
- ・最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危険が生ずる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的としている。

○津波注意報

- ・気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

○津波の高さ

- ・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

○津波予報区

- ・全国を66区域に分けた津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表区域。

○突発地震

- ・地震発生可能性の高まりの予測につながるような現象が観測されることなく突然発生する地震。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき都道府県が指定した、住民の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物

の構造の規制をすべき区域。

な行

○南海トラフ

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）では、「南海トラフ」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」と定義している。

○南海トラフ地震

- ・南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。

○南海トラフ地震関連解説情報

- ・南海トラフ沿いで観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合に気象庁から発表されるもの。

○南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるため、気象庁から発表されるもの。

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- ・南海トラフ地震による被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範囲にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めることにより、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、地震防災対策特別措置法（平成 28 年法律第 63 号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定された法律。

○南海トラフ地震防災対策推進地域

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として指定している。平成 26 年 3 月 28 日現在において、1 都 2 府 26 県 707 市町村が指定されている。※本市も同日付けで指定

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じるおそれがある地域を、特別強化地域として指定している。平成 26 年 3 月 28 日現在において、1 都 13 県 139 市町村が指定されている。※本市も同日付けで指定

は行

○半割れ

- ・南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が高まったと評価されたケース。

○ひずみ

- ・物体に力を加えたときに生じる形状変化（変形）のこと。地殻のひずみは、大きさを

表す量（長さ又は面積、体積）について、単位量当たりの変化量の単位量に対する割合として測定される。例えば、体積ひずみ計は単位体積当たりの体積変化を、単位体積に対する割合として測定するものである。

○避難指示

- ・災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

○プレート境界

- ・陸のプレートと海洋プレートの境界面。

や行

○ゆっくりすべり

- ・プレート境界面等の断層面で発生するすべり現象を、ガタガタという地面の揺れをもたらすような短周期の地震波を発生させる地震性すべりと、短周期の地震波をあまり発生させないゆっくりとした非地震性すべりに分けて考える場合がある。本方針は、後者のことをゆっくりすべりと表記する。

○要配慮者

- ・平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針

発行・編集 田原市防災局防災対策課
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL. 0531-23-3548 / FAX. 0531-23-0180
発行年月 令和4年1月